

令和3年度

事業概要

経済観光局

目 次

I	経済観光局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和3年度 主要事業	6

(3) 食肉センター事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	215,401	1 事業費	791,221
2 繰入金	509,198	2 繰出金	238,378
3 市債	307,000	3 予備費	2,000
歳入合計	1,031,599	歳出合計	1,031,599

(4) 農業集落排水事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	108,812	1 事業費	720,862
2 県支出金	203,050	2 諸支出金	824,186
3 繰入金	952,186	3 予備費	1,000
4 市債	282,000		
歳入合計	1,546,048	歳出合計	1,546,048

経済観光局

経済政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2)産業の振興に関する企画、立案及び調整に関する事。
- (3)大規模小売店舗の立地に関する事。
- (4)企業の海外展開支援に関する事。
- (5)外国人材の採用に関する事。
- (6)中小企業の融資に関する事。
- (7)雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関する事。
- (8)技能の振興に関する事。
- (9)勤労者の福利厚生に関する事。
- (10)都市型創造産業振興に関する企画、立案、調整及び推進に関する事。

工業課

- (1)成長産業の育成に関する事。
- (2)工場立地に関する事。
- (3)前2号に掲げるもののほか、工業の振興に関する事。

商業流通課

- (1)商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関する事。
- (2)流通対策に関する連絡及び調整に関する事。

ファッション産業課

- (1)地場産業の育成及び振興に関する事。
- (2)生活文化産業の振興に関する事。

消費生活センター（2）

- (1)消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関する事。
- (2)消費生活情報の収集及び提供に関する事。
- (3)消費生活の相談及び苦情処理に関する事。
- (4)物価情報の収集及び提供に関する事。
- (5)消費者教育及び消費生活の啓発に関する事。
- (6)消費生活に関する調査及び研究に関する事。
- (7)計量検査に関する事。

観光企画課

- (1)観光及びMICEの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関する事。
- (2)泉源の管理に関する事。

農政計画課

- (1)農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (2)農業の振興に関する企画及び推進に関する事。
- (3)農業及び漁業の担い手に係る施策に関する事。
- (4)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)人と自然との共生ゾーンに関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関する事。
- (7)農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関する事。
- (8)農地・農業用施設の災害復旧工事に関する事。
- (9)森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関する事。
- (10)水産関連施設の土木工事に関する事。
- (11)農業集落排水事業に関する事。

農水産課

- (1)食都神戸の推進に関する事。
- (2)園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関する事。
- (3)農産物等の消費の拡大に関する事。
- (4)観光農業に関する事。
- (5)沿岸域の漁業の振興に関する事。
- (6)漁港の管理及び整備計画に関する事。

西農業振興センター（2）

- (1)農業振興地域の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。以下、この項において同じ。）。
- (2)人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (3)都市農村交流の推進に関する事。
- (4)農地の有効活用の推進に関する事。
- (5)農業の担い手の育成に関する事。
- (6)土地基盤整備の推進に関する事。
- (7)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関する事。
- (8)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。
- (9)兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業及び収入保険制度に関する事。
- (10)米麦及び園芸作物の振興に関する事。
- (11)農業生産環境に関する事。
- (12)観光農業に関する事。
- (13)畜産物の生産及び技術の普及に関する事。
- (14)家畜の衛生及び防疫に関する事。
- (15)畜産物の消費拡大に関する事。
- (16)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務、農業の振興及び畜産の振興に関する事。

北農業振興センター（2）

- (1)農業振興地域の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。以下この項において同じ。）。
- (2)人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (3)都市農村交流の推進に関する事。
- (4)農地の有効活用の推進に関する事。
- (5)農業の担い手の育成に関する事。
- (6)土地基盤整備の推進に関する事。
- (7)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関する事。
- (8)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。
- (9)兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関する事。
- (10)米麦及び園芸作物の振興に関する事。
- (11)農業生産環境に関する事。
- (12)観光農業に関する事。
- (13)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務及び農業の振興に関する事。

中央卸売市場運営本部

経営課

- (1)本場、東部市場及び西部市場（以下この条において「本場等」という）の総合調整及び運営の企画に関する事。
- (2)本場等の経営の分析及び改善に関する事。
- (3)卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務検査及び財務検査の事務管理に関する事。

本場（２）、東部市場（２）、西部市場（２）

- (1)市場の運営，調査及び統計に関すること。
- (2)施設整備の計画及び実施に関すること。
- (3)業務の許可及び市場施設の指定等に関すること。
- (4)各種の使用料等の徴収に関すること。
- (5)市場の維持管理，保安衛生及び清掃に関すること。
- (6)市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関すること。
- (7)市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関すること。
- (8)買出人の指導に関すること。

- (1) 農業委員会の庶務に関すること。
- (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令に基づく農地関係事務に関すること。
- (3) 農地利用の最適化の推進に関すること。
- (4) 農地の交換分合，その他農地に関すること。
- (5) 農地等の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関すること。
- (6) 農業者年金事務に関すること。
- (7) 農業経営の合理化及び農家生活の改善に関すること。
- (8) 農業及び農業者に関する情報提供に関すること。
- (9) 他の行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出・公表，諮問に対する答申等に関すること。
- (10) その他農業の振興計画の樹立及び実施の推進に関すること。

令和3年度 主要事業の概要

[I. コロナ禍に直面する事業者等への支援]

1. 事業者等の経営基盤の強化

(1) 事業継続への支援

- ① 家賃サポート緊急一時金（経済政策課）
 - ・緊急事態宣言発出に伴う営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している市内中小事業者の事業継続を支援するため、市内で事業のために賃借している建物の家賃相当額を一時金として支給する。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（経済政策課）
 - ・兵庫県の要請に応じて営業時間の短縮に協力した事業者に対し、県市協調で協力金を支給する。

(2) 消費喚起、新事業展開・販路開拓等への支援

- ① 神戸市飲食店キャッシュレスポイント還元事業（商業流通課）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内飲食店での消費を喚起するとともに、非接触のキャッシュレス決済を普及させるため、中小規模の飲食店を対象にQRコード®を利用した支払いに対して、市独自のポイント還元キャンペーンを実施する。
- ② 神戸市商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業（商業流通課）
 - ・地域商業の活性化および地域の個性を活かしたまちの魅力とにぎわいを創出するため、小売業、飲食業、サービス業等を営む市内の商業者により構成されるグループが実施する街バル等のにぎわいにつながる活動に対して支援を行う。
- ③ こうべ駅ナカ・街カド チャレンジショップ事業（経済政策課）
 - ・「人口減少、with コロナ・post コロナ時代における新たな挑戦を応援する街」として、飲食・小売などの事業者の実店舗・移動販売車などによる起業や事業展開を支援するため、テストマーケティングや販路開拓などを行うチャレンジの場を駅ナカ・街カドなど全市へ展開する。
 - ・具体的には、これまで実施してきた駅ナカ等の販売チャレンジパイロットショップを拡充するとともに、令和3年4月開業の神戸三宮阪急ビルに専用区画を設け、食のスタートアップ支援事業を実施する。
 - ・移動販売車支援として、キッチンカーによる起業家への車両改修費補助の年齢制限を撤廃するとともに、既存店舗による移動販売も含めた挑戦しやすい出店場所の開拓を行う。

- ④ ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業（経済政策課）
- ・中小企業のふるさと納税返礼品・新商品企画開発力の向上および販路開拓支援するため、ふるさと納税返礼品の新商品企画開発経費の補助制度を創設するとともに、企画開発セミナーを開催する。
- ⑤ 中小企業の越境E C事業に対する支援の強化（経済政策課）
- ・外国人観光客の大幅な減少や海外への渡航制限によるビジネス機会の損失等が続く中、今後ますます拡大傾向にある越境E C事業について、セミナーの開催および専門家による相談体制の充実をはかることにより、市内中小企業の越境E C事業に対する支援を強化し、海外への販路開拓を支援する。
- ⑥ 中小製造業等投資促進等助成制度（工業課）
- ・中小製造業の生産性・技術力の向上、受注拡大、研究開発機能の強化等に向けた積極的な設備投資や、女性の雇用を促進するための環境整備等を支援し、操業基盤の強化をはかる。
 - ・具体的には、サプライチェーンの強靱化に向けた生産設備投資に対する支援を新設するほか、サーモグラフィ等、感染拡大防止につながる製品・部品の生産設備投資に対する支援を拡充する。
 - ・さらに、DXの推進にかかる設備投資については、全業種の中小事業者を対象に支援を行う。

（3）ICT等のテクノロジーを活用した課題解決の取り組みへの支援

- ① 神戸市中小企業DXお助け隊事業（工業課）
- ・幅広い職種の中企業に対して、デジタル技術を活用し、企業の状況・ニーズに応じた経営課題の解決や事業転換の支援をはかる。
 - ・具体的には、「神戸モデル中小企業DXガイドライン」の策定、セミナー・勉強会などを通じた普及啓発に努めるとともに、相談窓口の設置やアドバイザー派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、先進事例の紹介など、あらゆる段階に応じた支援を行う。
- ② オンライン商談会の開催（工業課）
- ・市内中小企業の商談機会の確保や新たなビジネス機会の創出に対応するため、神戸ものづくり中小企業展示商談会や国際フロンティア産業メッセに加え、オンライン商談会を開催する。
 - ・バイヤー目線に立った常設のオンラインマッチングサイトの開設やオンライン商談イベントの開催により、距離や業種を超えた商談を実現するとともに、中小企業のオンライン商談への対応方法の研修など販路開拓に向けたきめ細やかな支援も実施する。

2. 観光施策の強化

① 平日・団体の需要喚起による観光需要の底上げ（観光企画課）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある平日の観光需要の底上げをはかるため、近隣からの市内宿泊リピーター獲得に向けた、次回利用できる平日限定の宿泊施設割引券を発行する。
- ・団体の観光需要を喚起するため、新型コロナウイルス感染症の影響で行き先などが変化している教育旅行や企業インセンティブツアーの誘致を強化するとともに、国際会議等のハイブリッド会議開催支援を行う。

② 「自然」・「夜型」観光コンテンツの開発（観光企画課）

- ・コロナ禍において、山や海などの「自然」を活かした観光コンテンツが嗜好される傾向にある事を踏まえ、六甲山の登山道を中心とした自然体験型のアウトドアーツリズムを推進するとともに、神戸夜市や光の演出によるイベント等、夜の賑わいを創出する新たな観光コンテンツの開発を行う。

③ ふるさと納税を活用した観光地の受け入れ環境整備（観光企画課）

- ・with コロナ・post コロナを見据えた観光資源の磨き上げや観光地の受け入れ環境の向上をはかるため、ふるさと納税を活用し、観光関連団体が行う取り組みに対して支援する。

3. 雇用施策の強化（経済政策課）

- ・休職中、失業中である求職者の就労と求人困難業種・職種への人材の流入を促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響で失業した方、あるいは休業中の方等を対象とした合同企業説明会を上半期に集中的に開催する。（令和2年度2月補正）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に人手余剰となっている市内企業から人手不足企業への在籍型出向を促進するため、区市協調で企業の開拓やマッチングを行う。
- ・新型コロナウイルス感染症による経済・就業状況の悪化の影響を強く受ける若手従業員や市内中小企業に対し、「奨学金返済支援制度」を実施する。

[Ⅱ 中小事業者の振興と成長産業の育成]

1. 中小事業者支援の強化

① 市内就職の促進（経済政策課）

- ・大学生の就職活動時期の早期化への対応や、高校生の就職活動準備段階で市内企業の認知度向上が求められている中、大学生や高校生が市内企業を就職活動の早期段階で知る機会を提供する。また、理系学生を対象とした就職イベント等の実施等で、市内企業への関心を高める。
- ・さらに、大学生の選考解禁（6月）直後のタイミングで合同就職説明会を実施することで、学生の市内就職の促進をはかる。
- ・転職・再就職支援としては、市内での転職を考えている若者、再就職を希望するキャリアブランクのある女性等を主な対象として、短期インターンシップ等を行い、企業と就職希望者とのマッチングを支援する。
- ・外国人留学生等を対象とした合同企業就職説明会を引き続き開催するとともに、令和3年1月に開設した外国人向け就労WEBサイト「Work in KOBE」で国内外への情報発信を強化する。

② 首都圏からのU I J ターン推進事業（経済政策課）

- ・首都圏からの人材の流入を促進するため、首都圏から地方への転職・移住希望者に対する市内企業の合同企業説明会を東京で開催する。

③ 就職氷河期世代転職・再就職支援事業（経済政策課）

- ・就職氷河期世代の就職・再就職のためのスキルアップを支援するセミナーや講座を実施するとともに、短期インターンシップや職場見学等を行い、企業と就職希望者とのマッチングを支援する。また、企業への採用後の研修費用助成を行う。

④ 100年経営支援事業（経済政策課）

- ・中小企業経営者の高齢化で、廃業の急増が懸念される中、サプライチェーンの鍵となる企業や地域に根付いた価値ある企業を次世代に引き継ぐため、事業承継に課題を抱える中小企業を掘り起こし、専門家の支援により、事業承継の準備を後押しする。
- ・後継者不在企業に対しては、マッチングの専門家を配置することで、起業家等第三者とのマッチングを促進する。

⑤ 起業・創業支援（神戸開業支援コンシェルジュ）（経済政策課）

- ・起業家の裾野拡大のため、市内7つの支援機関が連携し起業・創業に関するセミナーや課題解決のための専門相談、経営サポート付オフィスの提供など、様々なニーズにワンストップで応える起業・創業に特化した支援を行う。

2. 次代の産業育成

- ① 西神戸ゴルフ場の転活用による新たな産業用地の供給の調査（経済政策課）
 - ・with コロナ・post コロナ時代における新たな用地需要および市内企業のサプライチェーンの強化・再構築に対応するため、西神戸ゴルフ場を活用した新たな産業用地の供給に向けての調査を行う。

- ② 水素産業への参入促進（工業課）
 - ・世界的な脱炭素を目指す動きの中で、地元中小企業の水素産業分野への参入を促進するため、人材育成、製品開発、情報提供、ネットワーク形成、販路開拓等を支援する。
 - ・水素産業分野は、技術面で研究段階のものが多く、遵守すべき法規制も多いことから、伴走型で指導助言する専門アドバイザーを配置し、専門的知見や先進的技術を有する大学・研究機関や大手企業と地元中小企業との共同研究・開発・実証の機会創出を支援する。

- ③ 航空機産業のサプライチェーン構築（工業課）
 - ・航空機需要の回復に備え、共同受注・協業体制の構築、現場改善、技術開発、販路開拓に取り組む中小企業グループに対し、活動費用の一部を補助するとともに、経験豊富なコーディネーターによる品質管理体制強化や受注獲得等の支援を行う。

- ④ 都市型創造産業の振興（経済政策課）
 - (a) 六甲山上における都市型創造産業の振興
 - ・六甲山上における遊休施設等を活用し、都市型創造産業に資するオフィスの誘致を促進するため、首都圏等の企業やクリエイターへの誘致活動等を行うとともに、令和2年9月に開設した総合相談窓口において、活用可能な物件の紹介、リノベーション提案等を行う。
 - ・オフィスの集積をはかるため、山上の遊休施設等の建替・改修にかかる経費や山上施設へのWi-Fiアクセスポイントの設置経費を補助する。
 - ・進出企業や地元事業者、周辺住民のコミュニティ形成を促進するため、山上のビジネス交流拠点として令和3年3月に完成した「共創ラボ」(ROKKONOMAD)において、山上で働くことの魅力を体感できる短期滞在プログラム等を定期的に開催する。
 - (b) 地域産業の高付加価値化の推進
 - ・市内中小企業と都市型創造産業の協業により、地域産業の高付加価値化を推進するため、新たに相談窓口を開設し、市内企業の様々な課題の抽出や挑戦意欲を引き出すとともに、課題に応じて外部の専門家による支援プログラムを実施する。

3. 神戸らしいファッション産業の発信

- ① メディア等と連携した「ファッション都市・神戸」PR（ファッション産業課）
 - ・「ファッション都市・神戸」のブランド力を向上させるとともに、市街地の回遊性を高め、まちのにぎわいを創出するため、メディア等と連携し、「衣・食・住・遊」さらに神戸のライフスタイルを含めたファッション産業および神戸の街の魅力を発信する。
 - ・具体的には、「神戸コレクション」等においてコロナ禍におけるニーズに応じ、オンラインとリアルのバランスをとりながら幅広くPRを行う。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ「灘の酒」をはじめとした「神戸ブランド」の消費の喚起・拡大等を促進するため、首都圏の商業施設と連携し、神戸の食をテーマにした「神戸フェア」を開催する。

- ② 「灘の酒」のPR（ファッション産業課）
 - ・「灘の酒」のブランド力向上および新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費の喚起・拡大等を促進するとともに、酒造地域への誘客促進をはかる。
 - ・具体的には、「灘の酒」を含むストーリーが令和2年度日本遺産に認定されたことも活かしつつ、灘五郷酒造組合と灘五郷を有する神戸市と西宮市、両市をつなぐ阪神電気鉄道株式会社によるPR事業および、灘五郷酒造組合、神戸市、西宮市による首都圏に向けたPR事業等を実施する。

- ③ 神戸シューズのブランディング強化・シューズ産業販路開拓支援
(ファッション産業課)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいるケミカルシューズ業界の販路開拓支援等のため、地域団体商標として登録している「神戸シューズ」等について、EC展開の強化や百貨店・展示会への出展支援等を行う。
 - ・with コロナ・post コロナを見据え、「神戸シューズ®プレミアムライン」の販売戦略を策定し、ブランド化への取組みを支援する。

- ④ 「真珠のまちKOBÉ」の国内外への発信（ファッション産業課）
 - ・海外への渡航制限によるビジネス機会の損失等が続く中、業界が取り組む新規販路開拓やPR等に対する支援を行う。
 - ・post コロナを見据えた神戸の国際的真珠取引拠点化を進めるため、業界が取り組む国際的な南洋真珠入札会の神戸開催を支援するほか、入札会とバイヤー招聘事業を連携し、神戸の真珠加工の質の高さをPRする。

4. 商店街・小売市場の活性化

① 地域商業活性化支援事業（商業流通課）

- ・「集客力向上・売上向上・地域課題解決」をめざし、商店街・小売市場が自ら企画・提案する事業を柔軟に支援することで、各団体の個性を活かした取り組みによる魅力とにぎわいの創出をはかる。
- ・空き店舗活用，魅力発信等に加え，新しい生活様式に対応した取り組み事例を紹介することにより，with コロナ時代に対応した新たな取り組みに対しても支援する。

5. 安全・安心な消費生活の確保

① 消費生活相談および消費者トラブルへの対策（消費生活センター）

- ・消費者トラブル等の消費生活に関する相談に対応するとともに，令和4年4月に控える成年年齢引き下げを見据えた中高生等の若年者への消費者教育をはじめ，深刻化する高齢消費者被害防止のための対策，多様化・複雑化するインターネットトラブルや水まわりトラブル等への対応について，関係団体や事業者等と連携を図り，被害の未然防止のために必要な啓発や情報発信を行う。

[Ⅲ 国際・観光都市の魅力創造による集客力の向上]

1. 神戸観光の推進

① 国内誘客に向けた情報発信（観光企画課）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により国内観光の需要が高まっているなか，感染状況に応じて市内，関西圏，全国へと徐々にターゲットを拡大し，旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ開発やSNS・ウェブを活用したプロモーションを強化することで，神戸へのさらなる誘客をはかる。

② インバウンドの受け入れ再開に向けた取り組み強化（観光企画課）

- ・新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いている国・地域から，段階的にインバウンドの受け入れを再開していくことが予想されるため，神戸への誘客につながるSNS等を活用した情報発信を行うとともに，飲食店の多言語メニュー作成支援などを行い，受け入れ環境を着実に整備する。

2. 地域資源を活かした観光振興

(1) 六甲山・摩耶山の活性化

① 摩耶山上の再整備（観光企画課）

- ・令和2年度末にPFI事業期間満了となった国民宿舎神戸摩耶ロッジ（オテル・ド・摩耶）が担ってきた宿泊機能を維持・発展させ，豊かな自然環境と日本有数の眺望を有する摩耶山のさらなる魅力の向上による観光誘客の強化をはかるため，掬星台を含む摩耶山上の再整備について民間事業者の公募に向けた検討を進める。

- ② 六甲山上の遊休施設などを利活用した「賑わい創出事業」（観光企画課）
- ・六甲山上での民間ならではの発想や創意工夫にあふれた事業の実現と、建物更新による山上の景観改善をはかるため、六甲山上にある企業保養所等の遊休施設を観光関連施設に利活用する事業者に対して、施設整備にかかる経費を県市協調で支援する。
- ③ 六甲山・摩耶山へのアクセスの向上（観光企画課）
- ・三宮からまやビューライン，JR六甲道から六甲ケーブルを繋ぐアクセスの利便性を向上し，六甲山への誘客を促進するため，急行バスの運行を行う。
 - ・観光客にとって必要な六甲山・摩耶山に関する情報を取りまとめた分かりやすいポータルサイト「アクセス！神戸六甲山」について，多言語対応を行うなど，更なる充実をはかる。

(2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備（観光企画課）

- ・須磨海浜公園エリア全体の魅力向上を目的とした須磨海浜水族園および海浜公園の再整備にあたり，須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘の解体を行う。

(3) 神戸ルミナリエの開催支援（観光企画課）

- ・神戸ルミナリエは震災犠牲者の鎮魂と，神戸の復興・再生の希望を託すと共に，震災の記憶を永く後世に語り継いでいく行事として，震災の年（平成7年）より開催しており，冬の風物詩として定着している。新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しながら，令和3年度も引き続き，県市協調により実施する。

3. コンベンション機能の強化

- ① グローバルMICE都市・KOB Eの推進（観光企画課）
- ・MICE開催による神戸市への経済波及効果や都市ブランドの向上のため，中長期的な視点で国際会議等の誘致促進をはかる。
 - ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たなニーズを的確に捉え，ハイブリッド会議開催支援，企業インセンティブツアーの誘致強化等を実施し，MICE誘致を強力に推進する。

[IV 農漁業の活性化とブランド化の推進]

1. 里山・農村の活性化

(1) 持続可能な農業の振興

- ① 農地管理神戸方式の構築（農政計画課，西・北農業振興センター）
 - ・集落ごとに，5～10年後の農地の耕作者を明らかにする「里づくり農業振興計画」を引き続き策定し，農業の担い手を明確化する。
 - ・農地の持続的な維持管理を可能にするため農地中間管理機構を活用し，集落営農組織へ農地を集積するとともに，集落から町単位への広域法人化を進める「農地管理神戸方式」を構築していく。
 - ・草刈りロボットや水管理システムなどの省力化農業用機械等の導入を支援し，農業経営の安定化をはかる。

- ② 新規就農者・農業後継者の確保
（農政計画課，西・北農業振興センター，農業委員会）
 - ・新規就農者の初期投資を軽減するため，下水由来のリンを配合した「こうべハーベスト肥料」を提供するとともに，栽培から販売まで一貫して実践する「就農実践ファーム」の設置を支援する。
 - ・農家の後継者の経営発展に向けた取り組みを支援し，経営継承の促進をはかる。

- ③ 生産振興の強化（西・北農業振興センター，農水産課）
 - ・果樹農家の安定的な農業経営をはかるため，飲食店から需要があり，省力栽培ができるレモン，アボカドの試験栽培を継続して行う。また，果樹団地については，将来の改植に向けた産地計画の策定に取り組む。
 - ・神戸産花きについては消費拡大につなげていくため，市内各所での展示等PRを継続して行う。
 - ・畜産振興については，西部市場への神戸ビーフの出荷を促進するため肥育農家へ補助を行うとともに，六甲山牧場において，神戸ビーフ生産拡大のため，但馬牛の飼育を行う。

- ④ ため池防災減災対策の強化（農政計画課）
 - ・農業用水の安定供給をはかるとともに，ため池の定期点検を実施するほか，豪雨や地震等の自然災害による農業用ため池の決壊等を防止するため改修事業を進める。
 - ・市独自補助制度により老朽化した開水路施設の改修を支援するなど，防災減災対策を推進する。

- ⑤ 有害鳥獣・特定外来生物対策（農政計画課，西・北農業振興センター）
- ・農作物被害ならびに生活環境被害を防止するため，有害鳥獣や特定外来生物の捕獲を実施するとともに，被害相談の受付窓口として鳥獣相談ダイヤルを運営する。
 - ・イノシシによる人身被害を防止するため，イノシシ出没緊急対応事業や条例に基づくイノシシへの餌付け禁止対策に取り組むほか，狩猟免許取得等補助制度などの有害鳥獣捕獲に従事する人材の育成・確保に取り組む。
 - ・国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用した，集落ぐるみでのイノシシ等侵入防止柵（電気柵等）の整備に加え，市独自の補助制度を創設し，取り組み農家を拡大することで，農業被害対策の強化をはかる。

（２）農村定住環境の整備

- ① 里山暮らしの体験支援（農政計画課）
- ・里山・農村地域へ移住者を呼び込むきっかけとするため，空家等を活用し，里山暮らしに興味を持つ方が移住体験できる施設の改修・運営を支援する。
 - ・規制緩和により農業者でなくとも小規模な農地を借りて農業を営むことができる「神戸マイクロファーマー制度」を創設する。
 - ・里山・農村地域で新たな仕事をつくるため，「神戸農村スタートアッププログラム」を引き続き開催する。
- ② 定住促進に向けた支援（農政計画課）
- ・里山・農村地域への移住・定住を推進するため，農村定住促進コーディネーターを引き続き配置する。
 - ・特に人口減少が見込まれる地域において，新規就農者等が入居するための賃貸住宅をモデル的に立地可能にするとともに，その整備事業者に対して経費の補助を行う。
- ③ 空家の活用・改修支援（農政計画課）
- ・里山・農村地域での住宅の確保に空家を活用するため，空家バンクを運営するとともに，空家を活用した移住や農家レストランなどの起業のための改修にかかる経費の補助，空家に残された不要な家財等の処分費用補助などを実施する。

（３）自然文化環境の保全

- ① 森林環境譲与税を活用した里山整備の促進（農政計画課）
- ・地域住民等が実施する竹林・危険木の伐採などに必要となる資機材の購入費や，大径木の伐採に要する経費を補助すること等により，地域活動を支援し里山整備の促進をはかる。

② 地域資源の魅力化と農村ツーリズムの展開

(農政計画課, 西・北農業振興センター)

- ・ 里山・農村の豊かな自然や文化財, 史跡等の地域資源の再発見や受け入れ地域の合意形成, 体制の構築などを進める。
- ・ 耕作放棄地等を活用した茅場の育成を進め, 農村の魅力となっている茅葺民家の保全・活用につなげる。
- ・ 地域を結ぶ回遊ルートの設定や, 情報発信の強化等により, 里山・農村地域の活性化をはかる。

(4)「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」の推進の加速化

(農政計画課, 農水産課)

- ・ 一般財団法人神戸みのりの公社の体制強化等をはかり, 持続可能な農業と快適な里山暮らしの実現を目指す。

2. 食都神戸の推進

① 神戸の食文化創造事業 (農水産課)

- ・ 「食べること・育てること」に対する市民の関心を高め, 農のあるライフスタイルの普及を目的として, 都市部で農に触れる機会を創出 (アーバンファーマーミング) するため, 公園等での果樹の植栽や農園づくりを拡充して行う。
- ・ 建築やアートなど多様なジャンルのクリエイターと連携し, 新たな視点で発信することで, 「神戸の食」の魅力を経験する機会づくりを行う。

② ローカルフードの魅力発信の強化 (農水産課)

- ・ 兵庫区, 長田区などで開催しているファーマーズマーケットの開催場所等を検討するとともに, 「いちじく」や「須磨海苔」, 「いかなご」など神戸産の農水産物を取り扱う飲食店等をPRする神戸食材フェアの拡大など, 市民や観光客が「ローカルフード」を体感できる機会を増やし, 神戸の魅力として広く発信する。

③ 食文化広域ネットワークの構築による国内外への情報発信 (農水産課)

- ・ 市民の食に対する意識の向上と食文化の発展につなげるため, 市内の農漁業者や食事業者等が, 国内外の都市の食文化に関する取り組みを情報共有するネットワークを形成し, 市内外に情報発信する。

④ 新たな食文化の創造拠点の整備 (旧農業公園の再整備) (農水産課)

- ・ 西区の旧農業公園を「農業振興拠点としての機能」, 「食と農をテーマとした新たなライフスタイルの魅力発信機能」等の強化につながる施設として再整備するため, 施設全体の運営事業者の公募を実施するとともに, 施設の改修等に必要設計等を行う。

3. 漁業振興の強化

- ① 栽培漁業センターを活用した水産資源の維持・増大（農水産課）
 - ・水産資源の維持・増大のため、栽培漁業による魚介類の種苗生産および中間育成、放流を行うとともに、漁業者から要望のある新たな魚介類の種苗生産（マコガレイ）に取り組む。
- ② 須磨海づり公園の再整備（農水産課）
 - ・休園中の須磨海づり公園については、令和2年度に実施した整備方法の見直しや民間事業者の参入による魅力向上の可能性の調査をもとに、今後の方針を検討する。
- ③ 漁港施設機能強化（農水産課）
 - ・流通拠点漁港となっている垂水漁港において、主要岸壁の耐震強化、漁港内道路・駐車場の液状化防止のための整備を引き続き実施する。
- ④ 神戸フィッシャリーナ次期事業者公募（農水産課）
 - ・垂水漁港の放置艇対策として、PFI方式で整備した神戸フィッシャリーナの事業期間が令和3年度末に満了となるため、公募により次期事業者選定を行う。

[V 卸売市場の機能強化]

1. 中央卸売市場の活性化（本場）

- ① 本場の活性化
 - ・建設後30年以上経過した卸売場棟・仲卸売場棟のコールドチェーン化等と併せ、本場西側敷地の冷蔵庫棟の移転や近年需要の高まっている加工・パッケージング等の付加サービスへの対応など、機能強化をはかるために引き続き再整備事業を行う。
 - ・令和3年度は、冷蔵庫・買荷保管所および加工場の敷地を確保するため、公有水面埋立工事を進めるとともに、埋立地に建設する施設の設計および水産卸売場の整備に着手する。
 - ・また、電気室等の屋上防水・外壁改修など、安全・安心の確保や必要な機能を維持するための施設改修を行う。
- ② 東部市場の活性化（東部市場）
 - ・仲卸売場棟の電気設備の改修や塩水ポンプ棟の改修など、老朽化した施設の安全性の確保や市場運営に必要な機能を維持するための施設改修を行う。
- ③ 西部市場の活性化（西部市場）
 - ・食肉機械設備や水処理施設の改修など、衛生面の強化および利用環境の改善のための施設改修を行う。